

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

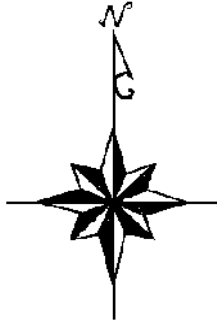
開発行為に伴い路線を認定する必要が生じたので、道路法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定にもとづき、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青3290号線	青梅市日向和田3丁目747番13 青梅市日向和田3丁目747番8		別記図面 表示のとおり

市道路線認定略図



青梅市日向和田3丁目地内



認定する市道路線

延長

30.94メートル

